

使用済小型家電の回収を始めました

平成25年4月1日に小型家電リサイクル法が施行されたことに
伴い、大口町では**平成26年1月4日**より使用済小型家電の回収を
始めました。

ご家庭で使わなくなった小型電子機器には、金、銀などの貴金
属やリチウムなどの希少金属（レアメタル）が多く使われておりま
す。貴重な資源を有効に再利用するため、小型家電の分別回収に
ご協力ください。

回収する品目

- 携帯電話（充電器を含む）
- デジタルカメラ ○電子辞書 ○電卓
- 携帯型音楽プレーヤー ○小型ゲーム機
- リモコン ○電気延長コード・ケーブル類
- パソコン（本体・モニタ）



- *・・携帯電話は、個人情報情報を完全に消去してから出してください。
- *・・小型家電で使った乾電池は本体から外して下さい。一体型で
外せない場合はそのまま出して下さい。

回収場所

資源リサイクルセンター（ただし、開館時間内のみ回収）

- *・・一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注
意ください。